

文書番号	JWWA-506	版番号	第4版
文書名称	変更申請に対する取扱い	制定	平成22年2月22日
		改正	令和7年1月30日

## 変更申請に対する取扱い

改訂履歷：省略

2010.2.22 制定	製品認証業務	JWWA-506
	変更申請に対する取扱い	

## 1. 目的

JIS 製品認証規則 (JWWA-106) (以下、認証規則という。) の 11. (認証の追加又は変更) 及び同規則 12.2 (臨時の認証維持審査) の 1)①及び②に係る申請書類及び工場審査、製品試験の取扱いについて定める。

## 2. 認証規則 11. (認証の追加又は変更) の取扱い

2.1 認証取得者は、認証規則 11. 1)の①～③の変更又は追加を行う場合は、別表に基づき JIS 製品認証申請書に、添付書類 (初回認証申請書と同様に作成する。ただし、初回の申請書と重複する部分は省略し、変更又は追加の箇所には赤字等により識別する。) を添えて本協会に提出しなければならない。

本協会は、変更の内容に基づき、次の手順に従い処理を行う。

なお、変更等に係る製品等への JIS マーク等の表示は、認証申請受理通知書/判定結果通知書 (様式-3) による適合の通知日以降の生産分からとする。

### ① 認証の区分を追加する場合

- 1) 認証取得者は、別表に基づき JIS 製品認証申請書 [申請内容: 認証区分の追加] (様式-1-3) 及び必要な添付書類を提出する。
- 2) 本協会は、遅滞なく、認証規則 6.から 7.の規定に基づき審査を行い、同規則 8.に基づき認証の可否を決定する。
- 3) 本協会は、認証することを決定した場合は、認証規則 9.に基づき認証契約の締結又は変更及び公表を行い、同規則 10.の JIS 製品認証書 (以下、認証書という。) を交付する。
- 4) 認証取得者は、新たな認証契約により旧となった認証契約書を速やかに本協会に返納しなければならない。
- 5) 本協会は、返納された旧となった契約書を再読不可能な方法で廃棄処分する。

### ② 工場又は事業場 (以下、工場等という。) の変更 (移転などを含む。) 又は追加をする場合

- 1) 認証取得者は、別表に基づき JIS 製品認証申請書 [申請内容: 工場又は事業場の変更又は追加, 種類又は等級の変更若しくは追加] (様式-1-4) 及び必要な添付資料を提出する。
- 2) 認証を決定するまでに、少なくとも 6 ヶ月間の生産実績を調査することを原則とするが、次の場合、調査の期間を旧工場等の生産実績を 5 ヶ月分及び新工場等の生産実績を 1 ヶ月分とする。  
・旧工場等の製造設備、検査設備及び品質管理体制を、新工場等が何も変更することなく継承する場合
- 3) 本協会は、遅滞なく、認証規則 6.から 7.の規定に基づき審査 (ただし、当該工場等に関するものに限る。) を行い、同規則 8.に基づき認証の可否を決定する。
- 4) 本協会は、認証することを決定した場合は、認証規則 9.に基づき認証契約の変更及び公表を行

い、契約変更前の認証書に代えて新たな認証書を交付する。

- 5) 認証取得者は、新たな認証契約により旧となった認証契約書及び旧となった認証書を速やかに本協会に返納しなければならない。
- 6) 本協会は、返納された旧となった契約書及び旧となった認証書を再読不可能な方法で廃棄処分する。

③ 種類又は等級の変更又は追加をする場合

- 1) 認証取得者は、別表に基づき JIS 製品認証申請書〔申請内容：工場又は事業場の変更又は追加，種類又は等級の変更若しくは追加〕（様式-1-4）及び必要な添付資料を提出する。
- 2) 本協会は、遅滞なく、認証規則 6.から 7.の規定に基づき審査（ただし、当該種類又は等級に関するものに限る。）を行い、認証の可否を決定する。この場合、当該種類又は等級に関することに限って、認証規則 6.2 及び 6.3 の全部又は一部を実施する。

なお、6.2 については、初回工場審査又は直近の認証維持工場審査と重複する部分は省略することができる。

また、6.3 については、認証取得者が実施した当該 JIS に規定されている全ての品質に関する試験成績書を確認し、認証区分ごとに定めた個別審査事項（JWWA-401-3）の認証維持製品試験の項目について実施する。

- 3) 本協会は、認証することを決定した場合は、認証規則 9.に基づき認証契約の変更及び公表を行い、契約変更前の認証書に代えて新たな認証書を交付する。
- 4) 認証取得者は、新たな認証契約により旧となった認証契約書及び旧となった認証書を速やかに本協会に返納しなければならない。
- 5) 本協会は、返納された旧となった契約書及び旧となった認証書を再読不可能な方法で廃棄処分する。

2.2 認証規則 11.3) については次による。

2.2.1 認証取得者は、次の事項に掲げる認証契約の内容を変更する場合は、別表に基づき JIS 製品認証変更申請書〔申請内容：契約書の通知義務等〕（様式-2-1）に、添付資料を添えて本協会に提出しなければならない。

本協会は、変更の内容に基づき、それぞれの手順に従い処理を行う。

- ① 認証取得者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者名を含む。）の変更（吸収合併等による名称の変更を含む。）
- ② 認証取得者の認証に係る工場等の行政都合による住所表記の変更
- ③ 認証取得者の認証に係る工場等の名称の変更
- ④ 認証取得者の認証に係る工場等の全部又は一部について事業の休止又は廃止

なお、必要な添付資料は次による。

- ① 変更が証明できる書類（謄本等）及び変更理由
- ② 旧製品（旧社名表示マーク品）の製品責任の誓約書（吸収合併等による社名変更の場合。）
- ③ 社名変更の場合の旧製品在庫の状況報告
- ④ 新体制の組織図及び新体制の品質管理体制

- ⑤ 社名変更の場合の製品への表示凡例及び生産予定年月日
- ⑥ その他 必要な資料

本協会は、これらの変更申請があった場合は、認証規則 9.に基づき認証契約の変更及び公表を行い、契約変更前の認証書に代えて新たな認証書を交付する。

また、認証取得者は、新たな認証契約により旧となった認証契約書及び旧となった認証書を速やかに本協会に返納しなければならない。

本協会は、返納された旧となった契約書及び旧となった認証書を再読不可能な方法で廃棄処分する。

2.2.2 認証取得者の事業を他の者が承継する場合は、承継する者が、別表に基づき JIS 製品認証事業承継届（様式-2-5）に、添付資料を添えて本協会に提出しなければならない。

本協会は、住所・所在地、製造設備・試験検査設備、品質管理体制が同一であることを確認すること。

本協会は、この届があった場合は、認証規則 9.に基づき認証契約の締結及び公表を行い、認証書を交付する。

事業継承者は、新たな認証契約により旧となった認証契約書及び旧となった認証書を速やかに本協会に返納しなければならない。

本協会は、返納された旧となった契約書及び旧となった認証書を再読不可能な方法で廃棄処分する。

なお、住所・所在地、製造設備・試験検査設備、品質管理体制が同一で無い場合は、3.の該当するところを適用する。

### 2.2.3 認証の辞退

1) 認証取得者は、認証の辞退をする場合は、別表に基づき JIS 製品認証申請書〔申請内容：認証の辞退〕（様式-1-6）を本協会に提出しなければならない。

本協会は、この申請があった場合は、認証規則 9.に基づき認証契約の変更及び公表を行う。

また、認証取得者は、新たな認証契約により旧となった JIS マーク等の表示の使用許諾に係る契約書及び旧となった認証書を速やかに本協会に返納しなければならない。

本協会は、返納された旧となった契約書及び旧となった認証書を再読不可能な方法で廃棄処分又は旧版と表示し識別する。

2) 認証取得者は、これらの申請時に保有している、JIS マーク等の表示のある鉦工業品から JIS マーク等の表示を削除又はこれら鉦工業品を廃棄し、その報告書を申請書に添付する。

## 3. 認証規則 12.2 1) ①の臨時の認証維持審査の取扱い

### 3.1 一般

認証規則 12.2 1) ①に規定する臨時の認証維持審査に係る変更は、2.の認証規則 11.（認証の追加又は変更）に該当しない認証製品の仕様の変更、若しくは追加、又は品質管理体制の変更で、変更の内容により次により取扱う。

### 3.1.1 認証を行っている認証製品の仕様の変更、若しくは追加する場合

1) 認証取得者は、次の変更又は追加を行う場合には、別表に基づき、JIS 製品認証変更申請書〔申請内容：認証品の仕様の変更／品質管理体制の変更〕（様式-2-2）を本協会に提出しなければならない。

本協会は、認証取得者からの変更申請が製品品質に影響する変更又は追加の場合は、受付及び受付レビュー時に認証取得者別の規格別具備性能一覧表を用い、当該変更又は追加される製品に係る性能試験が過去に行われているかを確認し、製品試験の実施に遺漏がないようにする。

- ① 材料又は材質（主原料、副原料）の変更又は追加
- ② 新構造への変更又は追加
- ③ 性能、構造、外観、形状、寸法、表示 等の変更又は追加

2) 認証取得者は、次に掲げる該当する書類を当該変更申請書に添付する。

① 当該変更又は追加に係る実施状況説明書

当該変更又は追加に該当するページのみとし、変更又は追加部分を朱書きするなど識別すること。

- ② 変更の技術資料
- ③ 認証取得者が行った変更後の製品試験成績書  
当該 JIS が規定している全ての品質項目の試験が必要。
- ④ 最新版の社内規格等、変更の状況が確認できる資料
- ⑤ その他 必要な書類

### 3.1.2 認証を行っている製品等の品質管理体制を変更する場合

1) 認証取得者は、次の変更を行う場合には、別表に基づき、JIS 製品認証変更申請書〔申請内容：認証品の仕様の変更／品質管理体制の変更〕（様式-2-2）を本協会に提出しなければならない。

- ① 審査の基準の変更
- ② 製造設備の変更・追加
- ③ 検査設備の変更・追加
- ④ 検査方法の変更
- ⑤ 社内規格が変更・追加されたことによる次の事項
  - －製品及び原材料の保管の変更
  - －工程管理の変更
  - －製造設備・検査設備の管理方法の変更
  - －外注管理の変更
  - －苦情処理の変更
  - －記録の保存の変更 等
- ⑥ 社内標準化及び品質管理の組織的運営
- ⑦ 品質管理責任者

2) 認証取得者は、次に掲げる該当する書類を当該変更申請書に添付する。

① 当該変更に係る実施状況説明書

当該変更該当するページのみとし、変更部分を朱書きするなど識別すること。

- ② 製造設備、検査設備、検査方法及び品質管理の変更の状況が確認できる資料
- ③ 品質管理責任者の資格要件に係る資料（日本規格協会の JIS 品質管理責任者セミナーの修了書の写し等及び社内規格等で規定している品質管理責任者の要求事項 等）
- ④ その他 必要な書類

### 3.2 臨時の認証維持審査の実施等

1) 本協会は、変更又は追加が行われるまでに、認証規則 12.1.3 の工場審査及び 12.1.4 の製品試験を行う。ただし、当該変更によって当該製品等が JIS に適合しなくなるおそれがないときは、製品試験及び現地調査、又はリモート調査の全部又は一部を省略して実施する。

また、受付及び受付レビュー時に「認証取得者別具備性能一覧表」（別紙）を用い、当該変更又は追加される製品に係る性能試験が過去に行われているかを確認し、製品試験の実施に遺漏がないようにする。

この場合、認証規則 12.1.3 及び 12.1.4 の審査を行うか、又は書面による工場審査だけとするかの決定を認証取得者に認証申請受理通知書／判定結果通知書（様式-3）により通知する。

2) 認証規則 12.1.3 及び 12.1.4 による審査を行うことを決定した場合は、認証審査手順書（JWWA-401）の 6.3.4（臨時の認証維持審査）及び同手順書の別紙 3（臨時の認証維持審査）により行い、判定委員会により認証の可否を審議する。

認証することを決定した場合は、その結果を認証取得者に判定結果通知書（様式-12）により通知する。

3) 書類調査のみによる審査を行う場合は、次による。

- ① 原則、受付レビュー者が書類調査を行う。受付レビュー者以外が書類調査を行う場合は、通常の手順により申請の受付から審査チームの業務依頼までを行う。
- ② 受付レビュー者又は審査チームは、書類調査報告書（様式-6a）を作成する。
- ③ 書類調査報告書（様式-6a）に基づき、認証管理責任者及び総合責任者が認証の可否を決定する。
- ④ 検査課は、認証の可否の決定に基づき判定結果通知書（様式-12）を作成し、書類調査報告書（様式-6a）と合わせて申請者に送付する。
- ⑤ 検査課は、直近の判定委員会に当該認証について報告する。

4) 当該変更又は追加された製品等への JIS マーク等の表示は、認証申請受理通知書／判定結果通知書（様式-3）による適合の通知日以降の生産分からとする。

5) 本協会は、該当する場合、認証規則 9.に基づき認証契約の変更及び公表を行い、契約変更前の認証書に代えて新たな認証書を交付する。

また、認証取得者は、新たな認証契約により旧となった認証契約書及び旧となった認証書を速やかに本協会に返納しなければならない。

本協会は、返納された旧となった契約書及び旧となった認証書を再読不可能な方法で廃棄処分する。

#### 4. 製品認証規則 12.2 1) ②の臨時の認証維持審査の取扱い

##### 4.1 一般

- 1) 本協会は、認証に係る JIS が改正された場合、該当する認証の認証取得者に、速やかに連絡票（様式-65）により通知する。
- 2) 該当する認証取得者宛の当該通知には、JIS が改正されたことにより、認証を行っている製品等が JIS に適合しなくなるおそれがあること、又は品質管理体制を変更する必要がある場合がある旨を書き添える。

##### 4.2 臨時の認証維持審査の実施等

- 1) 本協会は、該当する認証取得者が、認証を行っている製品が JIS に適合しなくなるおそれがある、又は品質管理体制の変更の必要があると決定したときは、当該改正後、認証取得者が当該 JIS の改正対応を完了していることを確認するため、改正日から1年以内に、臨時の認証維持審査を行う。

経過措置期間が設けられている場合は、措置期間内又は期間終了後1年以内に行う。

- 2) 認証取得者は、臨時の認証維持審査を行うこととなった場合、別表に基づき、該当する JIS 製品認証変更申請書及び必要な添付書類を提出しなければならない。
- 3) 本協会は、1)の臨時の認証維持審査を行うにあたって、認証規則 12.1.3（認証維持工場審査）及び同規則 12.1.4（認証維持製品試験）の全部を行うか、一部を行うかを決定し、認証審査手順書（JWWA-401）の 6.3.4（臨時の認証維持審査）及び同手順書の別紙 3（臨時の認証維持審査）により臨時の維持工場審査及び臨時維持製品試験を行い、判定委員会において認証の可否を審議する。

認証することを決定した場合は、その結果を認証取得者に認証申請受理通知書/判定結果通知書（様式-3）により通知する。

- 4) 当該変更に係る製品等への JIS マーク等の表示は、認証申請受理通知書/判定結果通知書（様式-3）による適合の通知日以降の生産分からとする。
- 5) 本協会は、該当する場合、認証規則 9.に基づき認証契約の変更及び公表を行い、契約変更前の認証書に代えて新たな認証書を交付する。

また、認証取得者は、新たな認証契約により旧となった認証契約書及び旧となった認証書を速やかに本協会に返納しなければならない。

本協会は、返納された旧となった契約書及び旧となった認証書を再読不可能な方法で廃棄処分する。

#### 5. JIS が改正されたことによる、種類又は等級の変更又は追加の取扱い

JIS が改正されたことにより、認証取得者が種類又は等級を変更又は追加する場合は、2.1.3③（種類又は等級の変更又は追加をする場合）により行う。

別表

項目	申請の時期	審査の内容				申請書様式
		書類調査	現地調査	製品試験	試験成績書	
<b>2.関係：製品認証規則11.認証の追加又は変更</b>						
① 認証の区分の追加	○	●	●	●	●	1-3
② 工場又は事業場の変更又は追加	○	●	●	●	●	1-4
③ 種類又は等級の変更又は追加	○	●	▲	●	●	1-4
④ 認証の辞退	○	—	—	—	—	1-6
⑤ 認証取得者の氏名又は名称の変更（合併を含む）	○	—	—	—	—	2-1
⑥ 代表者の変更	○	—	—	—	—	2-1
⑦ 工場又は事業場の名称の変更	○	—	—	—	—	2-1
⑧ 工場又は事業場を休止又は廃止	○	—	—	—	—	2-1
⑨ 認証の一時停止又は解除	○	● (解除時)	● (解除時)	● (解除時)	▲ (解除時)	2-4
⑩ 事業承継	○	—	—	—	—	2-5
<b>3.関係：製品認証規則12.2 1)①臨時の認証維持審査)</b>						
<b>3.1.1 認証製品等の仕様の変更・追加関係</b>						2-2
①材料（又は材質）の変更・追加関係	○	●	▲	●	●	
(1) 新材料への変更・追加	○	●	▲	▲	▲	
(2) 主要材料の変更・追加	○	●	▲	▲	▲	
(3) 材料配合の変更・追加	○	●	▲	▲	▲	
(4) 部品材料の変更・追加	○	●	▲	▲	▲	
② 新構造への変更・追加	○	●	▲	●	●	
③ 性能、構造、外観、形状、寸法、表示等の変更・追加	○	●	▲	▲	▲	
<p>※現地調査及び製品試験の全部又は一部が省略できるのは、当該変更により当該認証製品等がJISに適合しなくなるおそれがないときに限る。</p> <p>※現地調査及び製品試験は、現地調査と同等の審査が可能であると判断できる場合、リモート調査で実施することができる。</p>						

項 目	申請の 時期	審 査 の 内 容				申請書 様式
		書類調査	現地調査	製品試験	試験成績書	
<b>3.1.2 品質管理体制の変更関係</b>						2-2
①製造設備の変更・追加	○	●	▲	▲	—	
②検査設備の変更・追加	○	●	▲	▲	▲	
③検査方法の変更	○	●	▲	▲	—	
④社内規格が変更されたことによる事項	○	●	▲	▲	▲	
⑤社内標準化及び品質管理の組織的運営の変更	○	●	▲	▲	—	
⑥品質管理責任者の変更・追加	○	●	▲	▲	—	
※現地調査及び製品試験の全部又は一部が省略できるのは、当該変更により当該認証製品等がJISに適合しなくなるおそれがないときに限る。						
<b>4.関係：製品認証規則12.2 1)②臨時の認証維持審査</b>						
①認証製品等の仕様の変更	○	●	▲	▲	●	2-2
②品質管理体制の変更	○	●	▲	▲	▲	2-2
<p>※JISの改正による臨時の認証維持審査の実施は、認証製品がJISに適合しなくなるおそれがある場合、又は品質管理体制を変更する必要がある場合に適用する。</p> <p>※現地調査及び製品試験は、現地調査と同等の審査が可能であると判断できる場合、リモート調査で実施することができる。</p> <p>※当該変更に係る臨時の認証維持審査は、JIS改正後、認証取得者が当該JISの改正対応を完了していることを確認するため、改正日から1年以内に行う。</p> <p>経過措置期間が設けられている場合は、措置期間内又は期間終了後1年以内に行う。</p>						
	○当該 変更・追 加の前 に	●実施する  一適用無	●実施する  ▲省略可  一適用無	●実施する  ▲省略可  一適用無	●提出する  ▲状況によ り提出する  一適用無	

別紙1

認証取得者別具備性能一覧表の例

No.○ 認証取得者：○○会社 認証工場：○○会社□□工場					
JIS * * * * * 名称					
種類	性能1	性能2	性能3	性能4※1	性能5
種類A	●	●	●	△	●
種類B	○	○	○	—	○
性能4※1は、**の場合に適用する。					

凡 網掛けの部分は、登録されている種類又は等級、具備されている性能を示します。

例 ○は、必須で具備される性能

△は、任意又は一定条件下で具備される性能

—は、適用されない性能

●は、立会で製品試験が実施された性能

▲は、立会で製品試験が実施された性能

例の場合の表の見方

- ・ 認証取得者である○○会社の工場又は事業場は○○会社□□工場である。
- ・ 認証されている規格は、JIS \* \* \* \* \*である。
- ・ 認証されている製品は、種類Aである。
- ・ 具備性能は性能1、性能2、性能3、性能5で、性能4は適用するものが無い。
- ・ 認証されている種類Aの性能1、性能2、性能3、性能5全てについて、本協会の立会により製品試験が実施されている。
- ・ 種類Bは認証の範囲外である。